

令和6年度 第4回 浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

日時： 令和6年12月16日（月）
10:00～12:00

場所： ザザシティ浜松中央館5階
大会議室

次 第

1 開会

2 議事

《審議》

浜松市こども計画の策定について（素案）

（こども若者政策課）

3 閉会

令和 6 年度

R6. 9. 12現在

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿（五十音順）

No.	所属団体	役職	氏名	フリガナ
1	浜松市立幼稚園 P T A 連絡協議会	副会長	渥美 美帆	アツミ ミホ
2	聖隷クリストファー大学	准教授	泉谷 朋子	イズミヤ トモコ
3	浜松市母子寡婦福祉会	会長	梅沢 智子	ウメザワ トモコ
4	浜松市私立幼稚園協会	会長	大塚 文俊	オオツカ フミトシ
5	浜松市人権擁護委員連絡協議会		岡本 孝子	オカモト タカコ
6	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木 達治	サキ タツジ
7	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	理事	富永 泉	トミナガ イズミ
8	浜松民間保育園長会	副会長	延本 寿	ノブモト ヒサシ
9	一般社団法人 浜松市医師会		村山 恵子	ムラヤマ ケイコ
10	浜松商工会議所	女性会会長	山本 泰子	ヤマモト ヒロコ

令和6年度

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 事務局名簿

No.	所属		役職	氏名	フリガナ
1	こども家庭部	こども若者政策課	部長	吉積 慶太	ヨシヅミ ケイタ
2			課長	園田 俊士	ソノダ シュンシ
3			課長補佐	藤井 孝文	フジイ タカフミ
4			青少年育成センター所長	足立 敏久	アダチ トシサ
5			管理・育成グループ長	鈴木 良法	スズキ ヨシノリ
6		子育て支援課	次長兼課長	小山 東男	コヤマ ハルオ
7			家庭支援担当課長	仲谷 美樹	ナカニ ミキ
8			課長補佐	佐藤 智香	サトウ チカ
9		児童相談所	参与兼所長	鈴木 勝	スズキ マサル
10			所長補佐	池田 健人	イケダ タケヒト
11		幼保支援課	参事兼課長	井川 宜彦	イワリ タカヒコ
12			課長補佐	金原 正剛	キンハラ マサタケ
13		幼保運営課	課長	大橋 泰仁	オハシ ヤスヒト
14			課長補佐	渡邊 仁	ワタナベ ジン
15	健康福祉部	健康増進課	課長	渥美 雅人	アツミ マサト
16	学校教育部	教育総務課	学校・地域連携担当課長	鈴木 健一郎	スズキ ケンイチロウ
17			児童会管理グループ長	鈴木 亨	スズキ トオル
18		教育支援課	課長	南瀬 悦司	ナニセ エツジ

浜松市こども計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市こども計画(案)」とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条の規定に基づき、策定する計画で、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容が含まれます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)

3. 案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ → ご意見・お問い合わせ → パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	こども若者政策課 (ザザシティ浜松中央館5階) まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 こども若者政策課あて
③ 電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2039 (こども若者政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課(TEL: 053-457-2795)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市こども計画（概要）

●意見提出様式（参考）

●浜松市こども計画（案）

浜松市ホームページに掲載（以下のワードで検索）

【浜松市 パブリック・コメント 意見を募集している案件はこちら】

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市こども計画（案）
趣旨・目的	・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」が令和6年度で終期を迎えます。 ・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 ・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・こども基本法は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されているため、本計画案もこどもの権利の考え方に基づき策定しています。 ・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。
案のポイント （見直し事項 など）	・基本理念のもとに、3つの基本施策を設け、14の施策の柱を体系づけ、施策の柱に31の施策を紐づけています。 ・計画を推進するにあたり、計画全体に関する目標値と、施策の柱ごとに個別の目標値を設定しました。
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年12月20日 案の公表、意見募集開始 令和7年1月20日 意見募集終了 令和7年3月 意見募集結果及び市の考え方公表 令和7年4月 施行

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

2 計画の位置付け

以下の計画を一体的に策定します。

- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 子ども・若者計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困解消計画

3 計画の期間

令和7（2025）年度 から 令和11（2029）年度までの5年間

4 計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

5 こどもの権利

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 4つの原則

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

差別の禁止 （差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 （こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 （こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

第2章 計画策定の背景

少子化を巡る状況

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- こどもが減ることで、地域でのこども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てやこどもの育成環境が変容しています。
- 若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てに否定的な若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育てを希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

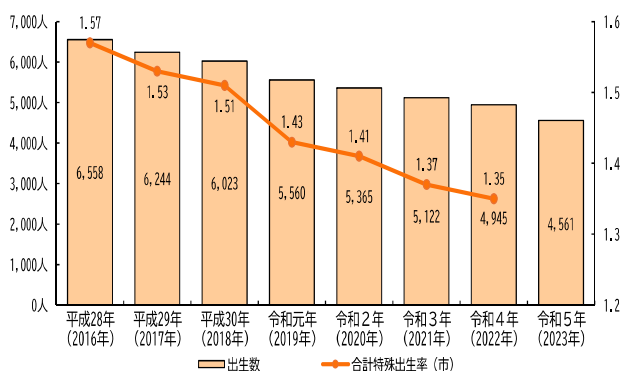
こどもと家族を取り巻く環境

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がない世帯が増えており、保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 教育・保育にかかる施設や質の確保など、こどもを安心して預けられる環境整備が求められています。
- 児童虐待やこどもの貧困などの社会的な課題の解消に向け、こどもと家庭への支援を充実させる必要があります。

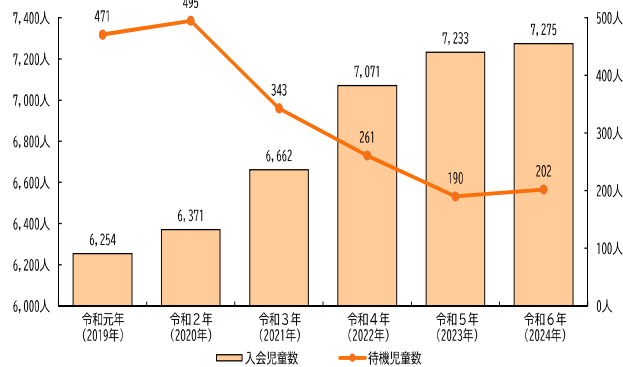
こども・若者が直面する問題

- こどもが家族のケアを担うヤングケアラーの関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対する関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 保護等により社会的養護の下で育つこどもへの自立に向けた支援の充実が必要です。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- インターネットを安全に利用するモラルの習得が求められています。

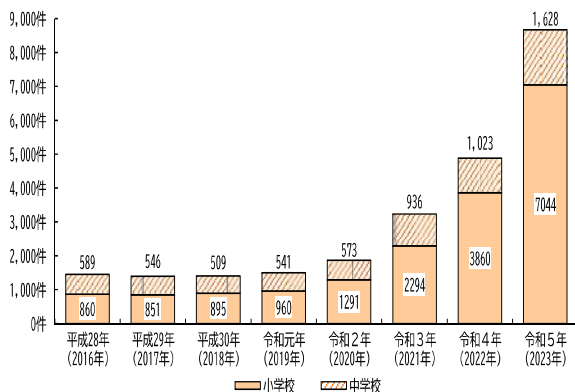
<浜松市の出生数・合計特殊出生数の推移>



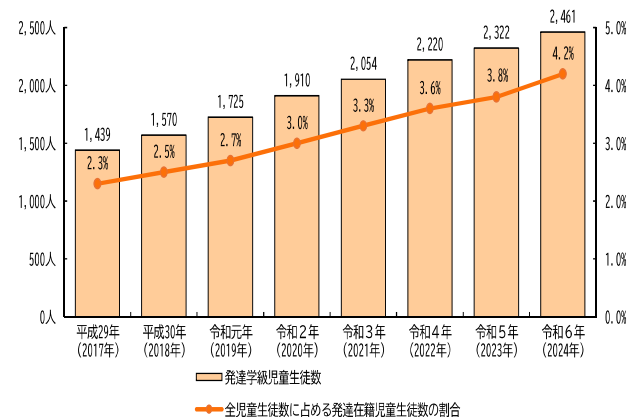
<放課後児童会の利用児童・待機児童数>



<いじめ認知件数の推移>



<市立小中学校の発達支援学級在席児童生徒数の推移>



第3章 計画の基本方針

基本理念

全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

未来を担う全てのこども・若者が、夢や希望を持ち、暮らし続けたいと思える浜松とするため、こどもの権利を尊重し、子育て中の人々を応援することで、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、基本理念を定めます。

- 全てのこども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります
- こども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します
- こども・若者及び子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します
- 良好な子育て・成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる社会を実現します
- 若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します

第4章 こども施策の展開

基本理念	基本施策	施策の柱	施策
全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松	Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
		2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
		3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
		4 こどもの貧困対策の推進	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
		5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
		6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
		7 こども・若者の安全の確保	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進
	Ⅱ ライフステージ別の施策	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保 施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実
		2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策2-② こどもの居場所づくりの推進 施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
		3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策3-③ 若者とその家族等への相談支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1-① こどもの育ちを支える経済支援
		2 地域子育て支援、家庭教育支援	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進
		3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
		4 ひとり親家庭への支援	施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

第5章 計画の推進

1

計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者の状況やニーズをよりの確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達の程度に応じて、様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援員研修の実施やOJTの強化を通じて、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 子育てDXの推進

浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報提供システムの構築など、子育てDXを推進していきます。

さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

2

施策の推進体制

こども・若者等の意見を聴き、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

こども・若者・子育て当事者・
子育て支援者等からの意見聴取

点検・評価
庁内会議及び浜松市社会福祉
審議会児童福祉専門分科会

施策・事業の見直し等
に反映

3

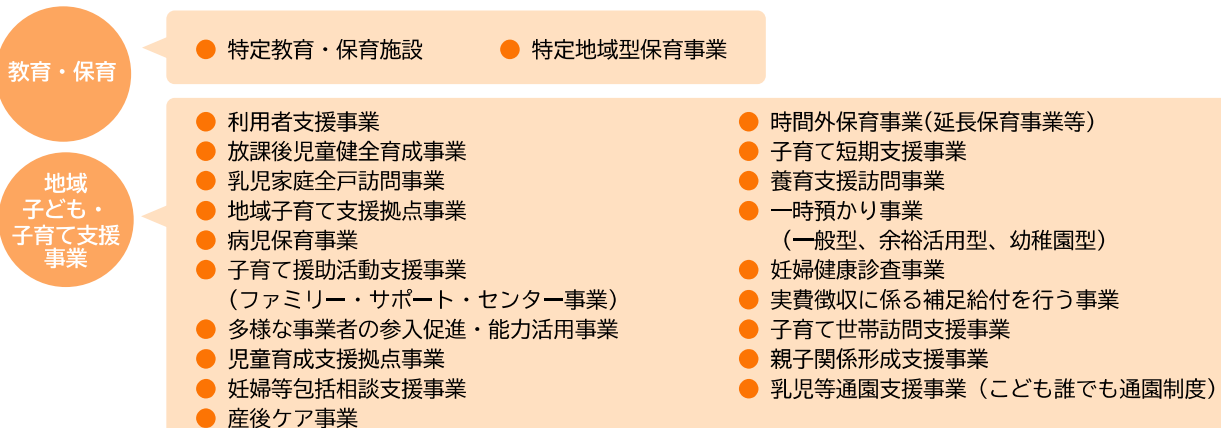
数値目標の設定と進捗管理

計画全体と施策の柱ごとの目標値を設定し、毎年進捗管理を行っていきます。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- 子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしています。
- 令和6年3月に本市が実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、各事業の利用状況を考慮して「量の見込み」を算出しました。
- ニーズ調査や人口推計等により算出した「量の見込み」（必要数）に応じた「確保の内容」（定員数等）を本計画終期の令和11（2029）年度末までに確保できるよう、計画的に提供体制を整えていきます。

対象事業



こども 応援サポーター宣言
こどもたちが健やかで幸せに成長できる
「元気なまち・浜松」を実現します

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市こども計画（案）
意見募集期間	令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 こども若者政策課あて

持参先：〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館5階

郵送先：〒432-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

FAX：053-457-2795

E-mail：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■ ■ ■ ■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！